

2016年10月31日

あおぞら投信株式会社

『国民の 休みが増えての 時間軸

自由を活かす 人の営み』

今年2016年は初めて“山の日”(8月11日)が祝日となりました。これで日本では年間16日の国民の祝日が定められています。国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第1条には『自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。』とあります。実際にはどのように祝日を活かすかはひとりひとりの自由であり何かを強制するものではありませんが、ぜひ“感謝”を感じる日になるといいと思います。

次の祝日は11月3日“文化の日”です。この日は『自由と平和を愛し、文化をすすめる』(表)と定められているものです。“文化の日”が祝日となったのは、1946年(昭和21年)に日本国憲法が公布されたことから、平和と文化を重視する日本国憲法にちなんで1948年に祝日法で定められたものです。一方、1947年(昭和22年)5月3日に日本国憲法は施行されたためこの日を憲法記念日として同じく祝日となっています。戦前まで遡ると、11月3日は明治天皇の誕生日であったことから“明治節”と呼ばれていました。このことには時代の背景を感じますが、現在の我々は、それぞれの日の意味と歴史を知った上で、自らの考えに則り行動できる自由があります。そのことにこそ“感謝”が出来るのではないのでしょうか。現代の世界には自由のない国や、文化をすすめる余裕がない人が多くいる中で、自分は何が出来るのか、それこそが経済活動にも繋がっていくと考えます。

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

祝日	日にち	内容
元日	1月1日	年のはじめを祝う。
成人の日	1月の第2月曜日	おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。
建国記念の日	政令で定める日	建国をしのび、国を愛する心を養う。
春分の日	春分日	自然をたたえ、生物をいつくむ。
昭和の日	4月29日	激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。
憲法記念日	5月3日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。
みどりの日	5月4日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。
こどもの日	5月5日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。
海の日	7月の第3月曜日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。
山の日	8月11日	山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。
敬老の日	9月の第3月曜日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。
秋分の日	秋分日	祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。
体育の日	10月の第2月曜日	スポーツにたししみ、健康な心身をつちかう。
文化の日	11月3日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。
勤労感謝の日	11月23日	勤労をたっとうし、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。
天皇誕生日	12月23日	天皇の誕生日を祝う。

出所：内閣府

本資料は情報の提供を目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示された意見などは、本資料作成日現在の当社の見解であり、事前の予告なしに変更される事もあります。投資信託の取得に当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。

商号：あおぞら投信株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第2771号

加入協会：一般社団法人投資信託協会 ホームページ・アドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>